



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

平成28年7月27日

報道関係者各位

第4回 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条第1項及び同法施行規則第10条の5第1項の規定に基づき、関東運輸局長から東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会会長に対しまして「運賃の組替え要請に基づく運賃の範囲の変更」に関する通知がありました。

つきましては、東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条の16に基づき、書面を構成員に送付しその意見を聴取する書面開催とし下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、8月9日・火曜までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

1. 意見聴取受付開始日 平成28年8月12日（金）
2. 意見聴取内容 運賃組替え要請に基づく運賃の範囲の変更に関する意見
3. 意見書面提出先 〒102-0074
東京都千代田区九段南4-8-13
（一社）東京ハイヤー・タクシー協会内
東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

本件に関する
お問い合わせ先

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
（一般社団法人）東京ハイヤー・タクシー協会
門 井 ・ 高 筒 TEL：03-3264-8080